

令和6年度 宇都宮市交通遺児奨学生募集要項

1 対 象 令和6年度中に下記の学校に入学を予定する者又は在学する者

学校教育法の規定に基づく、

高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）

※ 合格決定後に申請してください。

※ 大学、大学院、短期大学には各専門職大学を含みます。

2 申請資格

① 保護者が道路上における交通事故により死亡し、又は負傷したため著しい後遺障がいがある
って働けなくなった家庭の被扶養者であること。

② 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。

③ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、
国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

④ 令和5年中の認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

※ 算出方法等は3・4ページをご参照ください。

※ 認定所得金額とは、申請者の世帯全員の所得金額（就学者及び申請時に死亡又は失業
している者の所得金額は含まない。）を合算した金額から別表第2の特別控除額を差
し引いた金額をいいます。

※ 給与所得者の所得金額は、別表第3により計算します。

※ 給与所得者以外の所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

3 募集期間

令和6年2月1日から令和7年1月31日まで

（なお、郵送による申請の場合は令和7年1月31日必着）

※ 年度途中の申請でも令和6年4月分からの貸付を受けることが可能です。

4 貸付額

（月額）

高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	30,000円
大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	50,000円

5 返 還

最終学校を卒業した1年後（3月卒業の場合は翌年4月）から、当該奨学金の貸付を受けた期
間の5倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。

（例 令和10年3月に4年制大学を卒業する場合：令和11年4月から20年間）

※ 貸付を受けた奨学金を一定の額、遅滞なく返還した場合には、宇都宮市奨学金等貸付条
例に基づき、申請により残金が減免になります。

6 利 子 無利子

7 提出書類

- ① 交通遺児奨学金貸付申請書（別記様式第1号の2）
 - ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（別記様式第2号の2）
（新入生は出身学校，2年生以上は在学学校に記入を依頼してください。）
 - ③ 合格通知書の写し ※ ただし，5月以降に申請する新入生及び2年生以上は在学証明書（原本）を提出
※ 単身赴任等の理由で，保護者のいずれかが令和6年1月1日現在で宇都宮市外に住民登録があった場合は，令和5年中の収入の分かる書類を添付してください。（例 源泉徴収票の写し，所得証明書等）
 - ④ 交通事故証明書
 - ⑤ 後遺障がいに関する証明願
- ※ ①②⑤各様式は市ホームページからダウンロードできます。

宇都宮市交通遺児
検索

8 申 込 先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
 宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028（632）2705
 ※ 申請書類の受付は，地区市民センター，出張所では行っておりませんので御注意ください。

9 選考方法

令和6年4月30日までの申請者については6月下旬に，5月1日以降の申請者については申請の翌月に，所得状況等を審査の上，決定します。
 なお，選考結果については，申請者本人に文書で通知します。（採用になった場合は，借用証書兼誓約書，連帯保証人の市税完納証明書，印鑑登録証明書等の書類の提出が必要となります。）

（参考）宇都宮市教育委員会で扱うその他の貸付制度

交通遺児奨学金の他に入学一時金，返還免除型育英修学資金がございます。

	宇都宮市入学一時金	宇都宮市返還免除型育英修学資金
対象	翌年4月に高等学校，高等専門学校，大学，大学院，短期大学，中等教育学校（後期課程），専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学予定の方の保護者	翌年4月に大学，大学院，短期大学，専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）に入学を希望する者
募集期間	9月上旬から翌年3月中旬まで	2月中
貸付額	高校等 私立 20万円以内で希望する額 ※国立・公立は貸付を行っていません 大学等 国公立 20万円以内で希望する額 私立 50万円以内で希望する額	月額（一律）20,000円

※本市の交通遺児奨学金と上記入学一時金，返還免除型育英修学資金を併用することが可能です。

※募集期間にご注意ください。

別表第1 所得基準額

世帯人数 (本人を含む)	高等学校, 高等専門学校, 専修学校 (高等課程), 中等教育学校 (後期課程)	大学, 大学院, 短期大学, 専修学校 (専門課程)
1人	129万円	160万円
2人	206万円	254万円
3人	238万円	295万円
4人	257万円	320万円
5人	276万円	344万円
6人	293万円	362万円
7人	307万円	380万円
8人以上	1人増すごとに14万円を 世帯人数7人の基準額に加算	1人増すごとに18万円を 世帯人数7人の基準額に加算

別表第2 特別控除額

母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		9万円		
	中 学 校		17万円		
	高等学校	国・公立	31万円	53万円	
		私立	45万円	66万円	
	高等 専門学校	国・公立	40万円	62万円	
		私立	66万円	88万円	
	大 学 大 学 院 短期大学	国・公立	67万円	116万円	
		私立	111万円	159万円	
	専 修 学 校	高等 課程	国・公立	19万円	30万円
			私立	41万円	51万円
専門 課程		国・公立	25万円	71万円	
		私立	79万円	123万円	
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のための経常的な支出の年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を上限とする。				
授業料	授業料の年額のみを対象とし、入学金（寄附金等を含む）や施設使用料、実習費等は算入しない。				

別表第3 給与所得者の所得金額の計算式

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満切捨て）
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7－223万円
879万円以上	年間収入金額－486万円

※参照※

1ページの「2 申請資格」－「④ 認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること」としてありますが、算出方法等は下記のとおりですのでご確認ください。

(例)

A家 家族構成及び収入等

父 (会社員：年間給与収入900万円)
母 (パート：年間給与収入350万円)
兄 (大学生：国立・自宅外通学，バイト年間給与収入60万円)
本人 (4月から大学生：私立・自宅通学，年間給与収入0円)
弟 (小学生)

①別表第3より給与所得者の所得金額を算出する。

父： 414万円 (900万円－486万円)
母： 17万円 (350万円×0.8－263万円)
兄： 就学者の所得は算入しない

合計 431万円

②別表第2より特別控除額を確認する。

<就学者のいる世帯>

兄： 116万円 (大学生：国立・自宅外通学)
本人：111万円 (大学生：私立・自宅通学)
弟： 9万円

<授業料>

本人： 80万円 (大学生：私立)

合計 316万円

③ 上記①と②より認定所得金額を算出する。(①所得金額－②特別控除額)

115万円 (①431万円－②316万円)

④ 別表第1より所得基準額を確認する。

A家の場合、世帯人数：5人(本人を含む)、本人の進学先：大学であるため、別表第1の表に照らし合わせると、所得基準額は**344万円**である。

⑤ 上記③認定所得金額(115万円)が上記④所得基準額(344万円)以下であるため、申請資格を満たしていることから、申請可能である。